

「新ガス事業制度の解説」 正誤表

ページ	行	誤	正
目次	I. (1)	競争を通じた需要家の選択肢拡大と料金の低廉化	<u>天然ガスの利用拡大と新たなサービス創出の必要性</u>
目次	II. 1.	ガス小売事業の登録	ガス小売事業の登録等
目次	III. 2.	料金の事後監視等	料金の事後的監視等
4	2行目	昭和37年法律第139号	昭和37年法律第119号 (元本に誤り)
10	下から2行目	<u>、又は供給する複数の団地のうち一部を廃止するとき</u>	(削除)
11	13行目	(追加)	<u>iii) 供給する複数の団地のうち一部を廃止するとき。</u>
11	21行目	<u>、又は供給する複数の団地のうち一部を廃止するとき</u>	(削除)
12	下から6行目	<u>登録変更事項</u>	<u>変更届出事項</u>
26	下から5行目	届け出なければならない	届け出なければならない。
31	5行目	対象の <u>対象</u> について	対象について
33	10行目	液石 <u>ス</u> 法	液石法
35	表中(6)2行目	金属 <u>金</u> 網製のもの	金属網製のもの
43	5行目	一般導管事業者	一般 <u>ガス</u> 導管事業者
52	12行目	取り消す旨等を <u>さだめ</u> ているが	取り消す旨等を <u>定め</u> ているが

ページ	行	誤	正
54	下から8行目	ガス事業法会計規則	ガス事業会計規則
61	4行目	<u>、その時点から</u> 、さらに3年間	、さらに3年間
63	7行目と14行目	<u>商務流通保安</u> グループ	<u>産業保安</u> グループ
65	下から8行目	<u>可燃性の製造</u> として	<u>「可燃性ガスの製造」</u> として
法令資料編58	後から2行目	電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第●号）」と	電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第 <u>四十七号</u> ）」と
同415	左欄上（改正案）	（平成29年●月●日経済産業省令第●号）	（平成29年 <u>3月28日</u> 経済産業省令第 <u>18号</u> ）
	左欄下（改正案）	（平成29年●月●日経済産業省令第●号）	（平成29年 <u>3月28日</u> 経済産業省令第 <u>18号</u> ）
同417	後から8、9行目	（平成二十九年政令第●号。）	（平成二十九年政令第 <u>四十号</u> 。）
同420	1行目	（平成二十九年経済産業省令第●号。）	（平成二十九年経済産業省令第 <u>二十号</u> 。）
同423	下欄2行目	（平成二十九年経済産業省令第●号）	（平成二十九年経済産業省令第 <u>十五号</u> ）